第２　協定債権の弁済及び免除

１　協定債権の弁済及び残額の免除

⑴　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に基づく弁済は行わない。

⑵　清算株式会社は、協定債権者から、協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について本協定認可確定の日の翌日にその全額の免除を受ける。

２　前項⑵に規定する債務の全額免除の後清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者の前項⑵による債務の全額免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

千葉地方裁判所館山支部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始